

令和7年分所得税等確定申告(資産税担当職員在庁日)

税務署名	2月16日(月)	2月17日(火)	2月18日(水)	2月19日(木)	2月20日(金)	2月21日(土)	2月22日(日)	2月23日(月)	2月24日(火)	2月25日(水)	2月26日(木)	2月27日(金)	2月28日(土)	3月1日(日)	3月2日(月)	3月3日(火)	3月4日(水)	3月5日(木)	3月6日(金)	3月7日(土)	3月8日(日)	3月9日(月)	3月10日(火)	3月11日(水)	3月12日(木)	3月13日(金)	3月14日(土)	3月15日(日)	3月16日(月)
八代	●	●	●	●	●				●	●	●	●			●	●	●	●	●			●	●	●	●	●			●

注1 「●」の表示がある日については、「資産税担当職員」が在庁しております。

注2 「資産税担当職員」は、譲渡所得及び山林所得に係る所得税等並びに贈与税に係る申告相談を担当しております。

《確定申告会場での相談を希望される方へ》

確定申告会場では原則としてご自身のスマホを利用した申告をご案内しております。

また、確定申告会場に会場してのご相談を希望される際は、LINEによる「オンライン事前予約」をお願いいたします。

※確定申告会場において当日受付も行っておりますが、当日の相談枠に限りがあります。

状況により、後日の来場をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

- e-Taxに必要なもの

- ### ①マイナンバーカード読取対応のスマホ

- ②マイナンバーカード(次のパスワードも必要です)



- ✓ 利用者証明用電子証明書のパスワード（数字4桁）
- ✓ 署名用電子証明書のパスワード（英数字6～16文字）



《自宅等からのスマホ申告(e-Tax)について》

確定申告期の税務署は大変混雑します。

スマホとマイナンバーカードがあれば、「いつでも、どこでも、初めてでも」国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーから、所得税や贈与税の申告書等の作成・送信が可能です。

書かない! 確定申告

マイナンバーカードで 自宅からe-Tax



自宅から
確定申告



24時間
利用可能



受信通知メール
10分以内受信可能

すでに
約 **4人** 中 **3人** が
e-Tax
申告しています!!



マイナンバーカードとマイナポータルを連携させる



早期受付
(確定申告・還付)



10分以内の受付待ち時間

スマホでも
できちゃっ!!

✓ 確定申告書等作成コーナー
→ 年金額等を入力するだけで
自動計算で申告書が完成!

✓ マイナポータル連携で
給・ふるさと納税、医療費等が
自動入力できる!

※ご利用には事前準備が必要です



マイナポータル連携
QRコード



マイナポータル連携
QRコード



マイナポータル連携
QRコード

確定申告書等作成コーナーのご利用に当たって

e-Taxに必要なもの

- ✕ マニパルカード^{※1}
- ✕ マニパルカードが読取できないスチール製^{※2}
- ✕ マニパルカードの（パスワード）^{※3}

（又はICカードリーダー）

- ① 有効期限が電子証明書の（スワード）
（※4あり）
- ② 署名用電子証明書の（パスワード）
（※5あり～16文字）

（スワードとは個人番号と連動して個人情報を
対照し、本人であることを確認するシステム
機能のパスワードを指すことになり、

※1 マニパルカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください

有効期限が過ぎた場合、e-Tax手続きでの利用ができません。
特に、確定申告は、更新窓口（窓口受付）の混雑が予想され、
予定の日に、必ずしも手続きを断念しなければなりません。

> 有効期限更新や更新の手続きは、

「マイナンバーカードの更新」メニューからご確認ください。

※2 スマートフォンのマイナンバーカードの判読で認証時も手間はいらず！

- ✕ マニパルカードをスマホで
読み取らなくても！
- ✕ 申請書が e-Tax で送信できます！
- ✕ 申請書の利用履歴はマイナンバー
のパスワードで安全な
生体認証機能を利用できます！

※3 有効期限が過ぎた場合、
e-Tax手続きでの利用ができません。

スマートフォンでマイナンバーカード
読み取り

※4 生体認証は、マイナンバーカードシステムのマイナンバーカード
の読み取り機能を利用できます。

申告をしようと思ったら

▶ 動画で見る確定申告

確定申告書作成コーナーの
操作のやり方を動画で確認

▶ 申請したいメニューは？

「確定申告」のことをよく分かって、
メニューの絞り込みをすることで、
検索結果は少ない方がよい。

^{※1} マイニパルカードは、マイニパルカードの読み取り機能を利用できます。
^{※2} スチール製のマイニパルカードは、マイニパルカードの読み取り機能を利用できません。
^{※3} 有効期限が過ぎた場合、e-Tax手続きでの利用ができません。
^{※4} 生体認証は、マイニパルカードシステムのマイニパルカードの読み取り機能を利用できます。

R7.8

[illegible]

贈与税

申告書の作成・送信は



スマホ作成 × e-Tax提出 がおすすめ！

贈与税の申告をされる方へ

確定申告特集

確定申告・確定申告書作成コーナーへ

贈与税の申告をされる方へ

個人から財産をもったときは、贈与税の納税対象となります。

贈与物の課税方法には、「課金課税」と「贈与物課税」の2つがあり、一定の要件に該当する場合に「贈与物課税」が適用されます。

詳しくは、以下のウェブページをご覧ください。

[● 贈与税の申告をされた方へ](#)
（確定申告）

贈与税の申告に関する情報は、**確定申告書特集ページ**をご覧ください！

- ✓ **1/10 フォット**
- ✓ **確定申告書等作成コーナーの**
入力マニュアル・操作動画
- ✓ **贈与税の申告書等の様式** など



[こちらからアクセス](#)

※ 確定申告書作成コーナーへ
[こちらからアクセス](#)

スマホで贈与税の申告ができます

画面の案内に沿って
金額等を入力して作成できるので
計算誤りがなく申告可能



確定申告書作成コーナー
（確定申告）

次の内容で申告される方は
特におすすめです

簡単

- ✓ **年所得10万円未満**
- ✓ **住宅取得等資金の非課税**

※ 収入控除・贈与税額控除や配偶者控除を申告する場合は
ウェブページから申告する必要があります

○ LINEによる「オンライン事前予約」の方法

- ### ① 国税庁LINE公式アカウントを友だち追加

※友だち追加はこちらから



- ② 「メインメニュー」タブの「確定申告相談の申込(個人の方)」を選択し、

税務署や来署希望日時を選択



- ③ 内容を確認して、「申込」をタップすれば完了
入場時に申込完了画面を提示してください
なお、国税庁LINE公式アカウントでは、事前に
設定した項目に応じた情報配信を行っており
ます

メインメニュー	トピック	利用者別情報	 受信設定
 確定申告の準備 (マイナポータル連携)	 確定申告書の作成 (個人の方)		
 申請・提出 納付・納税証明	 確定申告特集	 よくある税の疑問	
 チャットボット に相談	 電話で相談	 確定申告相談の申込 (個人の方)	